

北海道公報

目次

ページ

発行 北海道 (総務部法制文書課)
電話 011-231-4111 (内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

規則

○北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

告示

○一般競争入札(物品の賃借)の実施

○産業廃棄物処理施設の設置に係る許可申請書の内容等

○一般競争入札の資格に関する公示

○一般競争入札の実施

○有害図書類の指定

○生活保護法による介護機関の指定

○生活保護法による指定介護機関の変更(廃止)の届出

○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項(変更)の届出

○平成十三年度職業訓練指導員試験の実施

○土地改良区の役員の退任の届出

○道営土地改良事業変更計画の決定

○道営土地改良事業の工事の完了

○知事権限に係る保安林の指定の解除

○公共測量の実施の通知(二件)

○公共測量の終了の通知

○道路の区域の変更

○道路の供用の開始

○道路の区域の決定及び供用の開始

○公有水面の埋立ての免許の出願

○市町村の決定に係る都市計画に関する図書の写しの縦覧

○市町村の決定に係る都市計画の変更に関する図書の写しの縦覧

○第一種市街地再開発事業の個人施行の終了の認可

○平成十三年度及び平成十四年度における競争入札に参加する者に必要な資格等

○一般競争入札(物品の賃借)の実施

○支庁告示

○一般競争入札(物品の賃借)の実施

(農政課)

(市町村課)

(廃棄物対策課)

(生活文化・青少年室)

(生活文化・青少年室)

(生活文化・青少年室)

(保護課)

(保護課)

(保護課)

(地域産業課)

(人材育成課)

(土地改良指導課)

(土地改良指導課)

(土地改良指導課)

(治山課)

(建設部総務課)

(建設部総務課)

(建設部総務課)

(道路整備課)

(道路整備課)

(道路整備課)

(道路整備課)

(河川課)

(都市計画課)

(都市計画課)

(都市計画課)

(建築指導課)

(出納局総務課)

(物品管理課)

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了(四件)

道教育庁上川教育局告示

○一般競争入札(物品の購入等)の実施

公布された規則のあらまし

北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則(規則第二百十号)

趣旨

競馬法施行規則の改正に伴い、勝馬投票法の名称を改めるとともに、騎乗する馬に加算重量を負担させることとし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 検量員が前検量を行った場合は、前検量の重量から保護ベストの標準的な重量として〇・五キログラムを減じた重量を発表しなければならないこととした(第四十条関係)。

2 騎乗する馬には、負担重量に保護ベストの標準的な重量として〇・五キログラムを加算した重量を負担させることとした(第四十一条関係)。

3 勝馬投票法のうち枠番号連勝複式勝馬投票法の名称を枠番号二連勝複式勝馬投票法に、普通馬番号連勝複式勝馬投票法の名称を普通馬番号二連勝複式勝馬投票法と改めることとした(第七十六条第二項及び第七十七条関係)。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規

則

北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十一月二十日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第二百十号

北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

北海道地方競馬実施条例施行規則(昭和五十二年北海道規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「及びくら下毛布(以下「くら等」という。)(「を」を「くら下毛布(以下「くら等」という。))及び保護ベスト」に改め、同条第五項中「保護ベストの分として〇

・四キログラムを減じた重量」を「保護ベストの標準的な重量に相当する分として〇・五キログラムを減じた重量」に改める。

第四十一条の規定中「負担重量」を「加算重量」に改め、同条第一項中「負担重量」を「加算重量」を「負担重量」に保護ベストの標準的な重量に相当する分として〇・五キログラムを加えた重量（以下この条において「加算重量」とする。）に改め、同条第二項及び第三項中「負担重量」を「加算重量」に改める。

第六十一条第三項中「第三項及び第五項」を「及び第六項」に改める。

第七十六條第一項中「空欄の欄に複写された複製法及び複写複製の複製法を記載する欄」を「空欄の欄に複写された複製法及び複写複製の複製法」に改める。

第七十七條中「空欄の欄に複写された複製法」を「空欄の欄に複写された複製法」に改める。

「複写」の公衆の間に於ける。

指 示

北海道告示第1933号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成13年11月20日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする賃借物品等の名称及び数量

住民基本台帳ネットワークシステム用業務端末機器等 1式（1月当たりの単価）

(2) 調達をする賃借物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成14年1月31日（木）

(4) 契 約 期 間 平成14年2月1日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年1月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(5) 納 入 場 所 北海道総合企画部地域振興室市町村課内

2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査の申請をしなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成13年11月20日（火）から29日（木）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総合企画部地域振興室市町村課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 513

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部地域振興室市町村課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目

北海道庁別館 4階共用会議室A

(2) 入 札 日 時 平成13年12月5日（水） 午前10時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

7 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総合企画部地域振興室市町村課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

<p>11 そ の 他</p> <p>(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い</p> <p>ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>ア 名 称 北海道総合企画部地域振興室市町村課</p> <p>イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 513</p> <p>(4) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(5) この入札の執行は、公開する。</p> <p>(6) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>北海道告示第1934号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請があった。</p> <p>なお、産業廃棄物処理施設設置許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである。</p> <p>平成13年11月20日</p> <p>1 申請の概要</p> <p>(1) 申請年月日 北海道知事 堀 達 也 平成13年10月26日</p> <p>(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名） 札幌市北区北22条西9丁目1番1号 株式会社北海道放射線管理センター 代表取締役 山川 武</p>
--

<p>(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所 空知郡上富良野町1056番27</p> <p>(4) 産業廃棄物処理施設の種類 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第3号（汚泥の焼却施設）、第7条第8号（廃プラスチックの焼却施設）、第7条第13号の2（産業廃棄物の焼却施設）</p> <p>(5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 汚泥、廃プラスチック類（感染性廃棄物）、廃アルカリ、ゴムくず</p> <p>2 法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間</p> <p>(1) 縦覧の場所及び時間</p> <p>ア 北海道上川支庁地域政策部環境生活課 午前9時から午後5時15分まで</p> <p>イ 上富良野町民生生活課 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 縦覧の期間 平成13年11月20日から12月20日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）</p> <p>3 意見書の提出</p> <p>(1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。</p> <p>(2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類の記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。</p> <p>(3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 079 - 8610 旭川市永山6条19丁目 北海道上川支庁地域政策部環境生活課）に平成14年1月4日（金）までに到着するように提出すること。</p> <p>北海道告示第1935号</p> <p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。</p> <p>平成13年11月20日</p> <p>北海道知事 堀 達 也</p> <p>1 資格及び調達をする役務の種類</p> <p>平成13年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は(3)に定めるものとする。</p> <p>(1) 契 約</p> <p>平成13年11月20日に一般競争入札の告示を行う「平成13年度アジア・フイアテイン・プロジェクト事業」業務委託</p>
--

呼 び 掛 け

公 開 披 示

- (2) 資 格 「平成13年度アジア・フイフテイン・プログラム事業」業務委託に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 役 務 の 種 類 「平成13年度アジア・フイフテイン・プログラム事業」の招へい者の送迎、宿泊及び食事等に係る業務
- 2 資 格 要 件

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく第1種又は第2種旅行業の登録をしており、かつ社団法人日本旅行業協会に正会員として加盟している者であること。
- (6) 道内かつ東京に本社又は支店（営業所）等を有する者であること。

- 3 資格審査の申請の時期及び方法
 - (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成13年11月20日から27日までの間にしなければならない。
 - (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
 - ア 提出先の名称 北海道環境生活部生活文化・青少年室（参事）
 - イ 提出先の住所 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-231-4111 内線 24-513
- 4 資格審査の再申請
 - (1) 再申請の事由 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承したもので、引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の再申請を行なうことができる。
 - (2) 再申請の方法 再申請しようとする者は、3の(2)の申請書類の提出先に、当該先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- 5 資格の有効期限及び当該期間の更新手続き
 - (1) 資格の有効期限 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契

約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

- (2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6 資格の喪失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道告示1936号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成13年11月20日

北海道知事 堀 達 也

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称及び数量 「平成13年度アジア・フイフテイン・プログラム事業」業務委託 一式
 - (2) 委託業務の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 契約期間 契約の日から平成14年2月12日まで
 - (4) 履行場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 平成13年北海道告示1935号に規定する北海道の資格を有すること。
- 3 条件付き一般競争入札参加資格者の審査
 - (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付き一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申請の時期 平成13年11月20日から27日まで
 - イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 - ウ 申請書類の提出先 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部生活文化・青少年室（参事）
- 4 審査を行なったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部生活文化・青少年室（参事）
- 5 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目
道庁別館9階共用会議室
 - (2) 入 札 日 時 平成13年12月5日（水） 午前10時30分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
 北海道環境生活部生活文化・青少年室（参事）

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

9 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書の作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道環境生活部生活文化・青少年室（参事）
 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 513

(4) 詳細は、入札説明書による。
 (5) この入札の執行は、公開する。

北海道告示第1937号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成13年11月20日

北海道知事 堀 達 也

図書類の種別 図書コード 図 書 類 の 名 称 発行所、製作所、受 審 会 社 等
 等又は日本ビデオ倫理協会審査番号等

コミック雑誌 13774-1 愛憎 シアター コミックズファン 12月号増刊 (株)マガジン・マガジン

コミック雑誌 11585-12 愛の体験スペシャル DX 2001年12月号 竹 書 房

コミック雑誌 09664-12 微熱 SUPER デラックス 2001年12月号 セ ン ン 新 社

コミック雑誌 09663-12 レディースコミック 微熱 2001年12月号 同

コミック雑誌 08177-12 BOY'S ピアス 2001年12月号 (株)マガジン・マガジン

コミック雑誌 11921-12 S & M スナイパー 2001年12月号 ワ イ レ ア 出 版

コミック雑誌 01817-12 裏BUBKA 2001年12月号 (株) コ ア マ ガ ジ ン

コミック雑誌 18387-12 漫画 ローレンス 寒熱 2001年12月号 株式会社総合図書

コミック雑誌 17999-12 COMIC ペンギンクラブ 2001年12月号 辰 巳 出 版 (株)

コミック雑誌 03613-12 漫画 スペシャル 2001年12月号 ミ リ オ ン 出 版

コミック雑誌 15491-12 スーパーコミック SPECIAL 2001年12月号 株式会社アマカル

コミック雑誌 08329-12 漫画 チェスト 2001年12月号 株式会社蒼竜社

コミック雑誌 02807-12 キャンディクラブ 2001年12月号 株式会社日本出版

コミック 03849-12 COMIC ハピポ 2001年12月号 フランス書院
 ク雑誌
 コミック 13879-12 月刊 COMIC モモヒメ 桃姫 富士美出版株式会社
 ク雑誌 2001年12月号
 指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第1938号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

名称又は氏名	サービスの種類	所在地又は住所	指定年月日
平成13年11月20日	北海道知事 堀 達也		
医療法人社団医修会 ヘルパーズテーション ことばがき	訪問介護	室蘭市寿町1丁目5番3号	平成13. 2. 1
居宅介護サージャビス青葉	訪問介護	函館市上新川町17 - 13	同 13. 9. 15
シゲナル帯広訪問介護ステーション	訪問介護	帯広市西2条南20丁目10番地	同 13. 8. 15
医療法人社団美生会 釧路第一病院	訪問看護	釧路市鳥取大通4丁目11番10号	同 13. 9. 1
医療法人社団美生会 釧路第一病院	居宅療養管理指導	同	同
医療法人社団美生会 釧路第一病院	短期入所療養介護	同	同
医療法人社団美生会 釧路第一病院	介護療養型医療施設	同	同
南 小樽病院	訪問看護	小樽市潮見台1丁目5番3号	同 13. 7. 21
南 小樽病院	訪問リハビリテーション	同	同
南 小樽病院	居宅療養管理指導	同	同
南小樽病院通所リハビリテーション すまいる	通所リハビリテーション	同	同

南 小樽病院	短期入所療養介護	同	同
南 小樽病院	介護療養型医療施設	同	同
坂田 齒科 医院	居宅療養管理指導	同	同
アイリスケアセンター小樽	通所介護	同	同
アイリスケアセンター「ゆとり」	通所介護	同	同
アイリスケアセンター萌	通所介護	同	同
ケルナーホーム萌	痴呆対応型共同生活介護	同	同
家具サロン北装介護レンタル	福祉用具貸与	同	同

北海道告示第1939号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり届出があった。

名称又は氏名	サービスの種類	所在地又は住所	届出の内容
平成13年11月20日	北海道知事 堀 達也		
南 小樽病院	訪問看護	小樽市潮見台1丁目1番7号	平成13. 7. 20 廃止
同	介護療養型医療施設	同	同
同	訪問リハビリテーション	同	同
同	居宅療養管理指導	同	同
同	短期入所療養介護	同	同
南小樽病院通所リハビリテーション すまいる	通所介護	同	同

釧路第一病院	介護療養 施設医療 地	釧路市鳥取大通4丁目11-10	平成13. 8. 31	廃止
釧路第一病院	居宅療養 管理指導	同	同	同
坂田歯科医院	居宅療養 管理指導	小樽市富岡1-5-27	同	13. 5. 6 同
訪問介護ステーション ヨシまごころ函館	訪問介護	函館市深堀町1-7	同	13.10. 1 変更・所在地
	(変更前) 所在地	函館市深堀1-7		
	(変更後) 所在地	函館市深堀8-5		
ヘルパーステーション ヨシ「ゆとり」	訪問介護	小樽市稲穂4丁目5番2号	平成13. 9. 1	変更・所在地
	(変更前) 所在地	小樽市稲穂4丁目5番2号		
	(変更後) 所在地	小樽市最上1丁目17番22号		
有限会社萌福祉サ ービス訪問介護事 業所	訪問介護	留萌市潮静2丁目1番地の7	平成13. 9. 12	変更・所在地
	(変更前) 所在地	留萌市潮静2丁目1番地の7		
	(変更後) 所在地	留萌市開運町1丁目2番1号		
有限会社萌福祉サ ービス	居宅介護 支援事業	留萌市潮静2丁目1番地の7	平成13. 9. 12	変更・所在地
	(変更前) 所在地	留萌市潮静2丁目1番地の7		
	(変更後) 所在地	留萌市開運町1丁目2番1号		
有限会社萌福祉サ ービス福祉用具貸 与事業所	福祉用具 貸与	留萌市潮静2丁目1番地の7	平成13. 9. 12	変更・所在地
	(変更前) 所在地	留萌市潮静2丁目1番地の7		
	(変更後) 所在地	留萌市開運町1丁目2番1号		

北海道告示第1940号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年3月20日までに北海道上川支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成13年11月20日

北海道知事 堀 達也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の

氏名	株式会社ダイエー 代表取締役 高木 邦夫 神戸市中央区港島中町4丁目1番1号		
(2)	大規模小売店舗の名称及び所在地 ヤマダ電機ツクランド旭川店 旭川市緑町12丁目2719番地1ほか		
(3)	変更しようとする事項 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項		
ア	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 (変更前) 午後8時（年120日午後9時） (変更後) 午後9時		
イ	来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 午前9時30分から午後8時30分（年120日午後9時30分）まで (変更後) 午前9時30分から午後9時30分まで		
(4)	変更する年月日 平成13年11月7日		
(5)	上記(3)の変更に係るもの以外の事項		
ア	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		

小売業者名称	代表者の職・氏名	住 所
株式会社ヤマダ電機	代表取締役 山田 昇	群馬県前橋市日吉町4丁目40番地11
未 定		

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

11,000㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数

1,018台

(イ) 駐車場の収容台数

124台

(ウ) 荷さばき施設の面積

270㎡

呼 9 1 3 1 6 報

報 告 公 報

<p>(五) 廃棄物等の保管施設の容量 84m³</p> <p>工 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前10時</p> <p>(イ) 駐車場の自動車の出入口の数 5カ所</p> <p>(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前9時から午後9時まで</p> <p>2 届出年月日 平成13年11月6日</p> <p>3 届出書等の縦覧</p> <p>(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課 北海道上川支庁商工労働観光課</p> <p>(2) 縦覧期間 平成13年11月20日(火)から平成14年3月20日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)</p> <p>(3) 縦覧時間 午前9時から午後5時15分まで</p> <p>北海道告示第1941号</p> <p>職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験(学科試験)を次のとおり実施する。 平成13年11月20日</p> <p>1 試験を実施する免許職種及び試験科目 免許職種 学科 試験 科目 木工科 指導方法 関連学科 (系基礎学科) (1) 製 図(現図画法 読図法) (2) 木材加工法(木材乾燥法 木材加工用機械 木材加工法) (3) 安全衛生(安全管理 衛生管理)</p>	<p>(専攻学科)</p> <p>(1) 工 作 法 (木工品 工作法 組立法 仕上法 加飾法 木工用機械 仕様及び積算)</p> <p>(2) 塗 装 法 (塗装機器 塗装法)</p> <p>(3) 材 料 (木工用材料 接着剤 仕上材料)</p> <p>指導方法 関連学科 (系基礎学科)</p> <p>(1) 裁 縫 知 識 (裁縫工程 裁縫用具 見積り)</p> <p>(2) 縫 製 法 (縫製法 縫製用材料)</p> <p>(3) 安 全 衛 生 (安全管理 衛生管理) (専攻学科)</p> <p>(1) 和 裁 法 (裁縫工程 和服の種類 裁縫法)</p> <p>(2) 被 服 学 (被服史 被服論 被服科学 服装美学)</p> <p>上記以外の 指導方法</p> <p>免 許 職 種</p> <p>2 試 験 の 実 施 期 日 平成14年2月8日(金)</p> <p>3 試 験 の 実 施 地 及 び 実 施 場 所 試験の実施地は、各支庁所在地及び小樽市とし、実施場所は、後日受験票で通知する。</p> <p>4 受 験 資 格 職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定に合格した者又は職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。)第45条の2第2項若しくは第3項に規定する者(木工科及び和裁料の受験者にあつては省令第46条の規定により実技試験の全部が免除される者、その他の免許職種の受験者にあつては同条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の全部が免除される者に限る。)であつて、次のいずれにも該当しない者</p> <p>(1) 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>(3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消の日から2年を経過しない者</p> <p>5 受 験 手 続 (1) 受 験 申 請 書 類 ア 受験申請書 イ 写真(申請前6か月以内に撮影した上半身、正面脱帽で、55mm×40mmのもの)</p>
---	--

ウ 受験資格を有することを証する書面
 工 実技試験の全部が免除されることを証する書面
 才 学科試験の全部又は一部が免除される者については、学科試験の全部又は一部が免除されることを証する書面

(2) 申請書類の提出先 各支庁経済部商工労働観光課（後志支庁にあっては、商工労働課）又は後志支庁小樽商工労働事務所
 平成13年12月3日（月）から17日（月）まで。ただし、郵送の場合は、17日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 申請書類の提出期限 試験手数料は、3,100円に相当する額面の北海道収入証紙を受験申請書の所定の箇所にはり付けて納付すること（証紙は、申請者の印章又は署名により消印すること。）。

(4) 試験手数料 受験申請書を受理した後、本人あて送付する。

(5) 受験 平成14年3月下旬までに各支庁経済部商工労働観光課（後志支庁にあっては、商工労働課）又は後志支庁小樽商工労働事務所から合格者あてに通知して行う。

6 合格発表表

7 その他

(1) 受験申請書及び受験案内書は、各支庁経済部商工労働観光課（後志支庁にあっては、商工労働課）及び後志支庁小樽商工労働事務所において配布する。
 なお、郵便で請求する場合は、必ず返信用切手120円分を同封すること。

(2) 試験に關し不明な点は、各支庁経済部商工労働観光課（後志支庁にあっては、商工労働課）又は後志支庁小樽商工労働事務所に問い合わせること。

北海道告示第1942号
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、池田土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。
 平成13年11月20日

退任年月日 理事・監事の別 氏名 住 所
 平成13.11.1 理 事 宮 前 孝 雄 中川郡池田町字青山21番地
 北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1943号
 次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
 その関係書類は、平成13年11月21日から20日間、一般の縦覧に供する。
 平成13年11月20日
 北海道知事 堀 達 也

地区名	事業名	業 業 の 種 類	縦 覧 場 所
長 沼	広域営農田地農道整備		北海道空知支庁
羽 幌 二 股	土地改良総合整備【担い手育成型】（農業用排水、暗きよ、区画整理）		北海道留萌支庁
ルルモツペ	中山間地域総合整備（農業用排水、農道、暗きよ、ほ場整備）		同
西 勇 足	畑地帯総合整備（農業用排水、農道、暗きよ、客土）		北海道十勝支庁

北海道告示第1944号
 次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。
 平成13年11月20日

地区名	事業名	業 業 の 種 類	完 了 年 月 日
地 区 名 丘	畑地帯総合整備（農道）		平成13. 1. 30
元 同	同（農業用排水）		同 7. 1. 20
同 同	同（客土、暗きよ）		同 12. 11. 10
留 同	畑地帯総合整備【担い手育成型】（農道）		同 12. 7. 31
辺 同	同（土層改良）		同 11. 11. 30
同 同	同（区画整理、暗きよ）		同 12. 11. 30
同 同	同（農道）		同 9. 12. 22
斗 同	同（土層改良、暗きよ）		同 11. 12. 10
同 同	同（区画整理）		同 6. 12. 9
同 同	同（農道）		同 13. 1. 30
滝 同	畑地帯総合整備【緊急整備型】（農道）		同 12. 8. 30
白 同	同（土層改良、暗きよ）		同 12. 8. 30
同 同	同（土層改良、区画整理、暗きよ）		同 12. 12. 15

北海道告示第1945号
 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 平成13年11月20日

解除に係る保安林の所在場所	標準郡中標津町字中標津21200の1・2121・2225（以上3筆）	北海道知事 堀 達 也
1	解除に係る保安林の所在 標準郡中標津町字中標津21200の1・2121・2225（以上3筆）	北海道知事 堀 達 也

の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年11月20日

北海道知事 堀 達 也

1	道路の種類	道路	北海道知事 堀 達 也
2	路 線 名	置戸訓子府北見線	
3	道路の区域	区 間	敷地の幅員 延 長
		常呂郡訓子府町字実郷53番1地先から 北見市常川939番1地先まで	14.00mから 46.50mまで
			6,000.00m
			国道等との 重複区間
			道道北見津別 線における 226.70mの間

北海道告示第1952号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けた旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3週間、公衆の縦覧に供する。

平成13年11月20日

北海道知事 堀 達 也

1	出願の年月日	平成13年6月5日	北海道知事 堀 達 也
2	出 願 者	常呂町	
	(1) 氏名又は名称	常呂町	
	(2) 住 所	常呂郡常呂町字常呂323番地	
	(3) 代表者の氏名	常呂町長 井原 久敏	
3	埋 立 区 域	常呂郡常呂町字栄浦309番地先の公有水面	
	(1) 位 置	次の①の地点から⑫の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑫の地点を結んだ線によって囲まれた区域	
	(2) 区 域	①の地点から方向角94度02分58秒の方向89.75mの地点 ②の地点から方向角184度02分56秒の方向40.92mの地点 ③の地点から方向角306度53分17秒の方向11.39mの地点 ④の地点から方向角291度07分08秒の方向10.46mの地点	

⑥の地点	⑤の地点から方向角290度54分12秒の方向10.45mの地点
⑦の地点	⑥の地点から方向角292度40分28秒の方向10.55mの地点
⑧の地点	⑦の地点から方向角290度44分37秒の方向10.44mの地点
⑨の地点	⑧の地点から方向角290度19分39秒の方向10.42mの地点
⑩の地点	⑨の地点から方向角280度37分32秒の方向10.07mの地点
⑪の地点	⑩の地点から方向角264度11分34秒の方向10.15mの地点
⑫の地点	⑪の地点から方向角271度43分17秒の方向10.19mの地点

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位 置	常呂郡常呂町字栄浦309番地先の公有水面
(2) 区 域	次のAの地点からEの地点までを順次結んだ線及びAの地点とEの地点を結んだ線によって囲まれた区域

Aの地点	Aの地点から方向角94度02度57秒の方向111.95mの地点
Bの地点	Bの地点から方向角184度02分58秒の方向73.00mの地点
Cの地点	Cの地点から方向角274度03分02秒の方向22.00mの地点
Dの地点	Dの地点から方向角285度58分34秒の方向91.94mの地点

Eの地点	Eの地点から方向角285度58分34秒の方向91.94mの地点
------	---------------------------------

(3) 面 積	7317.81㎡
5 埋立地の用途	- 3.0m物揚場

北海道告示第1953号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が決定した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成13年11月20日

北海道知事 堀 達 也

都 市 計 画 の 種 類	市町村名
帯広圏都市計画地区計画（すずらん台地区）	音更町
紋別都市計画緑地	紋別市

北海道告示第1954号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が変更した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成13年11月20日

北海道知事 堀 達 也

都 市 計 画 の 種 類	市町村名
札幌圏都市計画道路	江別市
函館圏都市計画用途地域	大野町
函館圏都市計画特別工業地区	大野町
函館圏都市計画下水道	大野町
室蘭圏都市計画道路	登別市
室蘭圏都市計画道路	伊達市
釧路圏都市計画用途地域	釧路市
釧路圏都市計画地区計画 (文苑地区)	釧路市
釧路圏都市計画地区計画 (文苑第二地区)	釧路市
帯広圏都市計画用途地域	音更町
千歳恵庭圏都市計画公園	千歳市
千歳恵庭圏都市計画緑地	千歳市
紋別都市計画公園	紋別市
虻田都市計画公園	虻田町
虻田都市計画下水道	虻田町

北海道告示第1955号

都市再開発法 (昭和44年法律第38号) 第7条の15の規定により、第一種市街地再開発事業の終了について、次のとおり認可した。

平成13年11月20日

北海道知事 堀 達 也

1 施 行 者 の 名 称	新砂川農業協同組合 株式会社 岩崎商店 有限会社 ほんだ菓子司
2 事 業 施 行 期 間	平成12年5月2日から 平成13年11月12日まで
3 施 行 地 区	砂川市東1条南1丁目7番1
4 第一種市街地再開発事業の名称	東1南1地区第一種市街地再開発事業
5 施 行 認 可 の 年 月 日	平成12年5月2日
6 終 了 認 可 の 年 月 日	平成13年11月12日

北海道告示第1956号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成13年11月20日

北海道知事 堀 達 也

第1 資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

平成13年度及び平成14年度において道が締結しようとする契約のうち次の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者 (法律の規定に基づき設立された営利を目的としない法人又は組合若しくはその連合会を除く。) に必要な資格 (第5の2を除き、以下「資格」という。) は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。) 第2条第2号に規定する物品等又は同条第3号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。

契 約 の 種 類	資 格 の 種 類	調達をする物品等又は特定役務の種類
ポイラー等運転操作の委託契約	ポイラー等運転操作	
庁舎等清掃の委託契約	庁舎等清掃	庁舎等清掃
庁舎等警備の委託契約	庁舎等警備	

第2 資格要件

1 共通の資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(3)までのいずれにも該当することとする。

(1) 政令第167条の4第1項 (政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。) に規定する者 (未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。) でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項 (政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。) の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道税を滞納している者でないこと。

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

(1) ポイラー等運転操作

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 従業員の間に、労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号) 第72条に規定するポイラ

一 技士の資格又は同法第76条に規定するボイラー技能講習修了の資格を有する者が1名以上いること。

イ 平成13年12月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成12年12月1日から平成13年11月30日までの間にその事業に係る実績を有していること。

(2) 庁舎等清掃
アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号の登録を受けていること。

イ 平成13年12月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成12年12月1日から平成13年11月30日までの間にその事業に係る実績を有していること。

(3) 庁舎等警備
アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受けていること。

イ 警備業法第5条の規定による届出書の提出を必要とする者であつては、当該届出書の提出を行っていること。

ウ 平成13年12月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

エ 平成12年12月1日から平成13年11月30日までの間にその事業に係る実績を有していること。

3 資格の種類ごとの要件の特例
中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法
1 申請の時期

資格審査の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に申請を受け付ける。

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外の者
平成13年12月5日（水）から平成13年12月14日（金）まで

(2) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合
合

(1)に定める時期及び当該証明を受けたとき。

(3) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合
(1)に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(4) 知事が特に必要と認めたる者
知事の指定する日

2 申請の方法
資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

資格の種類	申請の場		提出の場
	随時申請の場合	定期申請の場合	
ボイラー等運転操作	総務部管財課	総務部管財課	主たる営業所の所在地を所管する支庁の総務部会計課
庁舎等清掃	総務部総務課	総務部総務課	主たる営業所の所在地を所管する支庁の総務部総務課
庁舎等警備	総務部総務課	総務部総務課	主たる営業所の所在地を所管する支庁の総務部総務課

(注) 1 「随時申請」とは1の(1)に定める時期以外の時期に行う申請をいい、「定期申請」とは1の(1)に定める時期に行う申請をいう。

2 ボイラー等運転操作の資格審査の申請をする者のうち、主たる営業所が札幌市にあるものは、申請書類を総務部管財課に提出しなければならない。

3 庁舎等清掃又は庁舎等警備の資格審査の申請をする者のうち、主たる営業所が札幌市にあるものは、申請書類を総務部総務課に提出しなければならない。

第4 資格審査の再申請
1 再申請の事由
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請

呼 〇 1 3 1 6 第

を行うことができる。

- (1) 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- (2) 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したものの
- (3) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請しようとする者は、第3の2の表の随時申請の場合の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- 1 資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日（その日が平成14年1月1日前である場合は、平成14年1月1日）から平成15年3月31日までとする。
- 2 有効期間の更新手続
1の有効期間を更新しようとする者は、平成15年1月に平成15年度及び平成16年度の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- 1 第2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- 2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道告示第1957号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成13年11月20日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする貸借物品等の名称及び数量
電子計算機（サーバ機器等） 1式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする貸借物品等の仕様等
入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成13年12月27日（木）
- (4) 契 約 期 間 平成13年12月27日から平成14年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成18年12月26日を限度に当該契約期間を延長

することが有り得る。

- (5) 納 入 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎塔屋
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の貸借の資格を有すること。
- (2) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）の規定に基づき指名停止期間中でない者であること。
- (3) 当該物品の障害発生時に、速やかな対応のとれる体制を有すること。
- (4) 当該物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の③及び④に掲げる資格を有するかどうかの審査の申請をしなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成13年11月21日から28日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道出納局物品管理課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 32 - 285

- 4 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道出納局物品管理課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道本庁舎1階物品管理課入札室

(2) 入 札 日 時 平成13年12月3日（月） 午前10時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道出納局物品管理課

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道出納局物品管理課

弊 公 司 調 査 報 告

<p>(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。</p> <p>8 郵便等による入札 郵便及び電信による入札は認めない。</p> <p>9 落札者の決定方法 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内であって最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。</p> <p>10 契約書作成の要否</p> <p>11 その他</p> <p>(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱いは、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(3) 消費税等課税事業者等の申出 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。</p> <p>(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>ア 名 称 北海道出納局物品管理課</p> <p>イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 32 - 285</p> <p>(5) この入札の執行は、公開する。</p> <p>(6) 詳細は、入札説明書による。</p>	<p>1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 滝川市黄金町西1丁目49番地1 ほか17筆(第2工区)</p> <p>2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 札幌市中央区南2条西10丁目1000番地2 株式会社 龍 代表取締役 合田 邦彦</p> <p>3 開発許可年月日及び番号 平成13年6月6日 空建指第13 - 4号</p> <p>北海道上川支庁告示第42号 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成13年11月20日</p> <p>1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 上川郡鷹栖町139番42のうち、139番53のうち、139番63(第2工区)</p> <p>2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 上川郡鷹栖町9線1号4番地 有限会社 齋藤工業所 代表取締役 齋藤 信隆</p> <p>3 開発許可年月日及び番号 平成13年3月30日 上建設第12 - 16号</p> <p>北海道胆振支庁告示第18号 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成13年11月20日</p> <p>1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 北海道胆振支庁長 天 谷 直 純 虻田郡虻田町字高砂町109番1のうち</p> <p>2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 虻田郡虻田町字栄町58番地 長崎 良夫</p> <p>3 開発許可年月日及び番号 平成13年3月26日 胆建指第12 - 19号</p> <p>北海道胆振支庁告示第19号 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成13年11月20日</p> <p>北海道胆振支庁長 天 谷 直 純</p>
<p>北海道空知支庁告示第26号 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成13年11月20日</p>	<p>北海道空知支庁長 水 元 秀 彰</p>

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 虻田郡虻田町字清水53番6のうち、53番7（第一工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 虻田郡虻田町字栄町58番地 長崎 良夫
- 3 開発許可年月日及び番号 平成13年3月13日 胆建指第12-17号

興総屋七十三総屋図知長

北海道教育庁上川教育局告示第13号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成13年11月20日

北海道教育庁上川教育局長 河 村 猛 将

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
 - ア 校内サーバー（本体・ソフトウエア） 1台×3校
 - イ キヤッシュサーバー（本体・ソフトウエア） 1台×3校
 - ウ フライアオオール（本体・ソフトウエア） 1台×3校
 - エ ルータ類（ルーター・HUB） 1式×3校
 - オ その他（ラック・無停電装置・各種ケーブル・現地設定） 1式×3校
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納 入 期 日 平成14年1月31日（木）
 - (4) 納 入 場 所
 - ア 北海道旭川東高等学校
 - イ 北海道旭川南高等学校
 - ウ 北海道旭川凌雲高等学校
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入等の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第

167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならぬ。

ア 申 請 の 時 期 平成13年11月20日から12月4日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先への指示により作成した申請書類を提出しなければならぬ。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山 6 条19丁目303番地
北海道教育庁上川教育局企画総務課学校管理係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山 6 条19丁目303番地
北海道教育庁上川教育局企画総務課学校管理係
電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 3117

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道旭川市永山 6 条19丁目303番地 北海道上川合同庁舎
3階 302会議室（郵送による場合は、郵便番号 079 - 8612
北海道教育庁上川教育局企画総務課学校管理係）

(2) 入 札 日 時 平成13年12月13日（木） 午前11時
（郵送による場合は、平成13年12月12日（水）までに必着の
こと。）

(3) 開 札 場 所

(1)に同じ。

(4) 開 札 日 時

(2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税
以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札
保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和
45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定める
ところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道旭川市永山 6 条19丁目303番地
北海道教育庁上川教育局企画総務課学校管理係

(2) 交 付 方 法

(1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

(1)の場所で交付する。

財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をも

って入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 その他

(1) 開札の時において、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁上川教育局企画総務課学校管理係

イ 所 在 地 郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山 6 条19丁目303番地

電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 3117

(4) 契約の手続において、使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

平成十三年十一月二十日

火曜日

一四四

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
プリン
ント総
ト務
株部
式法
会制
社文
道書
課